

ホイストの法的手続の義務

クレーン等を設置する場合は所轄の労働基準監督署への提出（設置報告（吊り上げ荷重0.5t～3t未満））が、クレーン安全規則によって義務づけられています。

■クレーンの定義

クレーンとは、動力によって荷をつり上げ、これを水平に運搬することを目的とする機械装置で、定置されているものや限られた範囲を移動する形式です。クレーンに定義されるためには、動力によって荷をつり上げることが最も重要な要件で、人力によって荷をつり上げるものはクレーンに該当しません。荷を降ろす時の要件はなく、荷の質量を利用した自由降下や動力のどちらでも構いません。クレーンのもう1つの要件は、つり荷を水平に運搬することを目的とする機械装置であるということで、水平方向の移動は人力や動力のどちらでも差し支えありません。また、つり上げ荷重が0.5t未満のクレーンはクレーン等安全規則の適用を受けないため、クレーン等安全規則上、つり上げ荷重が0.5t未満のものはクレーンに該当しません。

（操特）クレーンの操作に関する特別の教育を受けた人。（免）クレーン運転士免許所持者。（技）5t以上の床上操作式クレーンを操作するための技能講習修了者。
（玉特）玉掛けに関する特別の教育を受けた人。（玉）玉掛け技能講習修了者。（職）職業訓練法に基づく玉掛料の訓練を修了した人。（労）その他労働大臣が定める人。

法令規則に規定される義務の種類→		設置段階の手続き義務、製造者の資格			使用する段階での必要資格		保守点検及びその記録保存の義務
規定の義務を果たすべき者、又は資格を必要とされている者→		製造者	クレーン等を使用する事業者		クレーンを操作する人	玉掛けをする人	クレーン等を使用する事業者
クレーン又は簡易リフトの種類・容量↓		製造許可	設置届～検査証具備迄	設置報告荷重試験	（注）事業者は、資格のないものを（当作業につかせてはなりません）		
クレーンのうち床上で運転し、かつ運転者が荷の移動とともに移動する方式の物、又は跨線テルハで、吊り上げ荷重が、	0.5 t 未満				規定なし	規定なし	
	0.5 t 以上 1 t 未満			○	（操特）か（技）か（免）	（玉特）か（玉）か（職）か（労）	○
	1 t 以上 3 t 未満			○	（操特）か（技）か（免）	（玉）か（職）か（労）	○
	3 t 以上 5 t 未満	○	○		（操特）か（技）か（免）	（玉）か（職）か（労）	○
	5 t 以上	○	○		（技）か（免）	（玉）か（職）か（労）	○
クレーンのうち、上記に該当しない物で（例：遠隔操作）吊り上げ荷重が、（スタッカー式は除く）	0.5 t 未満				規定なし	規定なし	
	0.5 t 以上 1 t 未満			○	（操特）か（技）か（免）	（玉特）か（玉）か（職）か（労）	○
	1 t 以上 3 t 未満			○	（操特）か（技）か（免）	（玉）か（職）か（労）	○
	3 t 以上 5 t 未満	○	○		（操特）か（技）か（免）	（玉）か（職）か（労）	○
	5 t 以上	○	○		（免）に限る	（玉）か（職）か（労）	○
クレーンのうち、スタッカー式クレーンで、吊り上げ荷重が、	0.5 t 未満				規定なし	—	
	0.5 t 以上 1 t 未満			○	（操特）か（技）か（免）	—	○
	1 t 以上 5 t 未満	○	○		（操特）か（技）か（免）	—	○
	5 t 以上	○	○		（免）に限る	—	○

